

在学生および入学予定者のみなさま

中央大学

新型コロナウイルス感染症に関連する理由により授業に出席できない場合の配慮について

中央大学は、2023年度の授業については各キャンパスへの通学による対面での「面接授業科目」として実施することを基本方針としております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は未だ終息の光は見えないことから、感染対策を十全に講じつつ、教育研究活動を止めない方策の実施が求められております。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関連する理由により授業（主として対面型による面接授業）に出席できない場合には、しかるべき手続きを踏んだ上で配慮を受けることができるようにいたします。申請方法やスケジュール、注意事項を確認し、該当する学生におかれては、下記のとおり手続きを行ってください。

なお、5類感染症への移行期間については、現在の入構可否基準（授業配慮）を継続することとします。しかし、新型コロナウイルス感染症にかかる社会情勢の変化、関連法令および高等教育行政の改正により、適宜見直しを行うものとします。

1. 長期間にわたりキャンパスにおける面接授業に出席できない事由がある場合

1) 面接授業への配慮

以下に定める配慮事由が認められた場合、1学期間、もしくは学期中の当該適用期間において、遠隔授業等による配慮を行います。当該申請は、申請者が当該学期において履修するすべての授業科目とし、当該授業科目について面接授業での受講は認められません。

2) 配慮事由

- (A) 基礎疾患等を抱え、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に生命のリスクが高いことが、診断書により確認可能であること。
- (B) 通学時住所（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を除く）において、「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」あるいはこれと同等の措置の適用が発令されていること。
- (C) 日本国外に居住または滞在する学生に関し、居住または滞在する国の方針、あるいは日本国政府の方針により、授業実施期間において日本への入国ができないこと。
- (D) その他、所属学部が必要と認めた事由

3) 手続き方法

① [申請フォーム](#)から申請を行ってください。

※申請にはGoogleアカウントにログインする必要があります。Googleアカウントをもっていない方は新規に作成してください。

なお、必要な証憑書類は上記2)で定める事由ごとに異なります。

- | |
|--|
| (A) 医師の診断書等、申請者に基礎疾患があることがわかる書類（「(病名) によって面接授業の受講ができない」旨明記されていること） |
| (B) 不要（大学にて、居住場所と自治体の発令状況を照合します） |
| (C) 不要（大学にて、居住または滞在する国の方針等を確認します） |
| (D) 様式1 こちら からダウンロードしてください |

②大学が定める方法にて、申請の可否を判断します。

③配慮事由として認められた場合、所属学部事務室が申請者の全学メールアドレス宛に「新型コロナウイルス感染症に関連する理由による授業配慮願」を送付します。

④自身の履修する授業科目すべての担当教員に上記配慮願を提出してください。

*配慮事由が解消された場合には、担当教員と所属学部事務室に連絡してください。

4) 手続き期間

新2年生以上	<u>2023年3月1日(水) 9:00~3月15日(水) 17:00</u>
新入生	<u>2023年3月20日(月) 9:00~4月1日(土) 17:00</u>

ただし、上記期間以降に配慮の対象となる事由が発生した場合は、都度申請できるものとします。

5) 申請にあたっての留意事項

以下のすべての点について、あらかじめ同意の上申請してください。

①申請に虚偽があると判明した場合は、懲戒処分の対象になる場合があります。

②配慮の方法は、担当教員が決定します。希望とは異なる配慮の方法をとる場合がありますのであらかじめご了承ください。

③申請内容は、必要に応じて保証人に確認する場合があります。

④試験に関する手続きは、各学部事務室へ必ず確認してください。

2. 新型コロナウイルスへの感染が確認された場合（同居人の感染も含む）

1) 授業（面接・遠隔問わず）への配慮

「各キャンパスへの入構の可否の基準」に基づき、保健所や医療機関から「外出禁止」の指示があった期間は大学構内への入構ができません。よって課題等により、面接授業の欠席を補う配慮を行います。

2) 手続き

①所属学部・研究科の事務室に感染の事実を電話または大学公式 Web サイトの「Google フォーム」から連絡してください。連絡する内容は、[こちら](#)を参照してください。

②配慮願の申請等、具体的な指示は所属学部・研究科の事務室に確認してください。

3) 手続き期間

保健所や医療機関から「外出禁止」の指示のあった期間は、授業配慮の対象となります。

一定期間が空いてしまうと担当教員も評価方法の把握が難しくなる場合があるため、事務室へ手続きを行った後、速やかに担当教員へ関係書類を提出できるように努めてください。

3. 濃厚接触者と特定された場合

1) 面接授業への配慮

「各キャンパスへの入構の可否の基準」に基づき、保健所や医療機関から「外出禁止」の指示があった期間は大学構内への入構ができません。よって課題等により、面接授業の欠席を補う配慮を行います。なお、家族等の同居人が濃厚接触者と特定された場合は、構内への入構制限は致しませんので、配慮の対象とはなりません。

2) 手続き

①所属学部・研究科の事務室に濃厚接触者と特定された事実を電話または大学公式 Web サイトの「お問い合わせフォーム」から連絡してください。

②配慮願の申請等、具体的な指示は所属学部・研究科の事務室に確認してください。

3) 手続き期間

感染が確認された場合と同じく、一定期間が空いてしまうと担当教員も評価方法の把握が難しくなる場合があるため、事務室へ手続きを行った後、速やかに担当教員へ関係書類を提出できるように努めてください。

4. 発熱（37.5 度以上）や体調不良の症状が発生してから 8 日以内であり、「各キャンパスへの入構の可否の基準」により本学キャンパスに入構ができない場合

1) 面接授業への配慮

「各キャンパスへの入構の可否の基準」に基づき、症状が出た日を「0 日」として、少なくとも 8 日以内は大学構内への入構ができません。よって可能な限り、課題等により、面接授業の欠席を補う配慮を行います。

※発熱・体調不良等の症状があっても、医療機関を受診し、PCR 検査等の結果から新型コロナウイルスの陰性が確認できた場合は、入構を開始する時期について当該医療機関の指示に従ってください。

※新型コロナウイルスワクチンを接種した後、発熱・倦怠感などの症状が現れても、接種後 3 日以内（接種日を含む）に症状が無くなった場合は、副反応による症状の可能性が高いので、入構制限の対象といたしません。ただし、症状が 4 日以上続く場合は、新型コロナウイルス感染症に感染している可能性もありますので、入構せず、医療機関を受診するようにしてください。

※新型コロナウイルスワクチンを接種した後の発熱、倦怠感などの症状により授業を欠席した場合は、授業配慮等配慮の対象となります。ワクチン接種による配慮については、「6. ワクチン接種の副反応が出た場合」を参照してください。

2) 手続き

履修する授業の担当教員に速やかに直接相談してください。

3) 手続き期間

一定期間が空いてしまうと担当教員も評価方法の把握が難しくなる場合があるため、履修する授業の担当教員に速やかに直接相談してください。

5. ワクチン接種の副反応が出た場合

1) 授業（面接・遠隔問わず）への配慮

ワクチン接種日含め3日以内に副反応が出た場合は、課題等により、授業の欠席を補う配慮を行います。

2) 手続き

- ①所属学部・研究科の事務室の指示に従い、手続きを行ってください。その際、ワクチン接種記録書「健康観察（検温記録・体調チェック）※任意書式」を準備してください。
- ②原則、学生本人より担当教員に連絡します。

3) 手続き期間

ワクチン接種日含む1週間以内とします。以後の申請は一切受け付けません。

6. 日本国外から入国する等の理由にて、日本国政府の方針に基づき自宅又は宿泊施設における待機が命じられている場合

1) 面接授業への配慮

自宅又は宿泊施設における待機となるので、可能な限り課題等により、面接授業の欠席を補う配慮を行います。

2) 手続き

履修する授業の担当教員に速やかに直接相談してください。相談にあたり、航空券の半券等、自身が対象となる国から入国後間もない事実を確認できるものを準備してください。

3) 手続き期間

一定期間が空いてしまうと担当教員も評価方法の把握が難しくなる場合があるため、履修する授業の担当教員に速やかに直接相談してください。

以上

【問い合わせ先】

各所属学部事務室